

「脳損傷者支援法」（仮称）の速やかなる制定を求める意見書

脳損傷者とは、事故や病気など後天的な事由で脳に損傷を受け、何らかの障害を後遺している人をいう。その中で「若年脳損傷者」とは、十八歳以上で介護保険法の適用が受けられない年齢の時に、交通事故、脳腫瘍、心肺停止など後天的事由で脳を損傷し何らかの障害を有している人をいう。

十八歳未満で脳損傷を受け障害を有している人は、児童福祉法の適用が受けられる。六十歳（四十歳）以上で脳損傷を受け障害を有している人は、介護保険法の適用が受けられる。脳血管疾患など特定疾病は、四十歳以上六十五歳未満でも介護保険の対象となる。しかし、十八歳以上六十五歳未満で、特定疾病以外で脳を損傷した「若年脳損傷者」の場合、まず児童福祉法と介護保険法の適用には当てはまらない。

身体障害者福祉法は、症状が固定した身体機能の障害状態のみを援護の対象とし、脳機能には着目していない。精神保健福祉法は、脳機能の障害状態のみを援護の対象とし、身体機能には着目していない。

我が国の法制度では、脳損傷による後遺障害のように、現在も回復の途上であり症状が固定していない、身体機能障害と脳機能障害が重複した障害者の支援について、確たる法的根拠がない。このため脳損傷者には、脳自体の損傷に着目した適切なリハビリテーションの機会が十分与えられていない。特に「若年脳損傷者」は、制度の狭間におかれ、その機会さえ与えられないケースが多く起こっている。とりわけ若年の遷延性意識障害者は、医学の進歩によって回復の可能性が高まっているにもかかわらず、十分な手立てが尽くされておらず、言えないのが実情である。症状固定が前提とされる現行の障害者福祉制度では、機能維持のためのリハビリテーションの機会さえ保障されず、脳機能の回復は阻害されている。

よって、国会及び政府におかれては、脳損傷後に回復への努力と支援を続けていくことができる社会実現のため、「脳損傷者支援法」（仮称）を速やかに制定するよう強く求める。右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十五日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 西岡武夫殿
内閣総理大臣 菅直人殿
総務大臣 片山善博殿
厚生労働大臣 細川律夫殿